

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人杉野学園
②設置大学名称	杉野服飾大学
③担当部署	教務課
④問合せ先	03-3491-6871 kyomu@sugino.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年3月25日
⑥点検結果の公表日	2026年3月27日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sugino-fc.ac.jp/about/governance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的については、学生・保護者・卒業生・地域社会などの多様なステークホルダーに対して本学ホームページ、オープンキャンパス、入学時オリエンテーション、キャンパスダイアリーなどで明示し周知している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用を実施していて、継続的に3ポリシー及びカリキュラムの見直しを教学マネジメント機関、自己点検評価委員会、教授会で実施して、ポリシーの実質化を図っている。 また、学修成果の評価方針であるアセスメントポリシーに基づき、学修成果に基づいた教育の改善を図っている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学関係の学内各種委員会、教学企画調査室（IR室）、教授会、研究科委員会、大学自己点検評価委員会の権限と役割については、学則、規程において明確化を図っており、その上部機関として令和4年度6月に「教学マネジメント機関」を設置し全体を統括している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	大学の運営に関わる各種会議（教授会・委員会等）に構成員として教員と事務職員が参加し、教職協働体制を確保するなど、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図っている。学長、事務局長、各部署の部課長は、それぞれ教員・職員が適切に分担し、協力・連携を図っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	恒常的に授業内容の改善を図るため、FD研究委員会は規程に基づき、FDに関する授業評価アンケート、公開授業、講演会など学修等のプログラムを策定し実施している。 SDに関しては「杉野学園SDに関する規程」を定め、その基本方針、内容、実施計画等を定めており、令和4年度からは「SD推進委員会規程」を定め、研修等の情報・集約を行いSD研修案を事務局長から理事長に提案し、実施している。 なお、教員については、1年間の教育・研究活動につ

	いて報告する「教員ティーチングポートフォリオ」の提出を義務付けている。
--	-------------------------------------

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育組織、事務組織の長や教員及び各部署の管理職の見解を収集した上で、学園を取り巻く内外の環境を踏まえて、具体的な中期計画を策定し、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画については、達成のための年度ごとの計画を、毎年度「事業計画」として作成し理事会・評議員会で了承を得ており、達成状況については「事業報告」として事業計画と同様に、理事会、評議員会の了承を得て、教職員に公表し周知している。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会の要請に応える人材の育成のため、企業及び卒業生に対する「学修成果に関わる外部評価－学位プログラムの学修評価を把握するための卒業生調査・企業調査－」を実施して、社会がどのような人材を期待しているかを明らかにして、それに基づき人材育成を図っている。また、大学教育の普及と生涯学習の充実を図るため、社会人対象の科目等履修制度を設けているとともに、品川区との共催等により年度に2回公開講座を開催している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では、大学の使命・目的に基づき、実学教育プログラムとして、企業の産学連携、織物産地などとの地域連携プロジェクトを服飾学部服飾学科の各コースで展開している。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	大学教育の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）を考慮した上で多様性

	への対応を実現している。入学者選抜においても、多様な背景をもった学生の受入れも配慮し、外国人留学生向け試験やリモートを活用した離島枠を設定している。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員等への女性登用に配慮して、理事 8 名中 3 名、評議員 10 名中 7 名の女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成は、杉野学園寄附行為において下記の①から④の者で評議員会の意見を聴いて理事選任機関で選任したものの 7 名以上 9 名以内と定めている。 ①学長、ドレメ院長である者 2 名以内 ②この法人に功績のあった者又は学識経験者のうちから 5 名以内 ③この法人の職員のうちから 2 名以内 ④この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから 2 名以内
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営の透明性の確保に関しては「杉野学園寄附行為」の第三節「理事会の運営」に、その招集、運営、決議等について定めている。また、理事会に提出する議案についても別途規程がある。 評議員会の諮問事項や決議事項なども寄附行為に定めている。理事会の決議と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に当該事項を会議の目的として全理事が出席する、再度の評議員会を招集することができる。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	私学団体の会議・研修会を中心に理事が参加して資質向上に努めている。また文科省等からの情報を理事へ提供している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準及び選定方法については、「杉野学園寄附行為」で定めて、明確化及び選任過程の透明性を確保している。私学法に規定されている監事及び会計監査人の資格要件を遵守して経営、会計に精通している公認会計士 1 名と、教学に詳しい文科省出身 1 名の計 2 名の監事を評議員会の決議により選任

	<p>している。</p> <p>会計監査人は、実績、適格性、監査体制・水準等を勘案して評議員会の決議により選任している。</p>
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>「監事監査規程」第8条では「財務監査は会計監査を委託している監査法人と連携して効果的かつ効率的に実施するとともに、当該監査法人の適格性と監査の適正性及び監査結果の相当性を評価する。」と規程している。また会計監査人による理事長・監事とのディスカッションを実施している。内部監査室は組織が小規模なので設置できていないが、経理課が中心となり連携している。</p>
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>事務局長・経理部長が中心となり監事の諸依頼に対応していて、監事監査はもとより、理事会等資料の事前説明をして監事の意見を聴取するなど、監事の意見形成に資するように努めている。</p> <p>監事については文科省主催等の研修機会を提供している。</p>

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>「杉野学園寄附行為」第6章 評議員会及び評議員 第1節 評議員の選任及び解任等 において、「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮して行う」として評議員の多様性の確保を規定している。</p> <p>評議員は①法人の職員 ②卒業生 ③学識経験者から寄附行為6条2項 評議員12名以上18名以内で理事会において推薦された者から評議員会で選任する。</p>
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>「杉野学園寄附行為」第6章 評議員会及び評議員 第3節 評議員会の運営 において、招集手続き、議長は評議員の互選により定めること、役員の出席等を定めている。</p> <p>また、実施項目 3-1②の記載と同じく、評議員会の決議と理事会の決議が異なる場合、理事長は、更に当該事項を会議の目的として全理事が出席する、再度の評議員会を招集することができる。</p>
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>評議員会において、理事会の決議概要や、大学・ドレスメーカー学院・杉野幼稚園の諸情報等を報告して情報提供も行</p>

	っている。
--	-------

原則 3 - 4 危機管理体制の確立

実施項目 3 - 4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「杉野学園危機管理規程」を定め、リスク管理の体制、役割権限、及びリスク対応方法等をより明確にしている。特に震災については、地震対応マニュアルを作成し、教職員及び学生等に配布周知をした上で防災訓練を実施している。また事業継続計画については危機管理の実施に関する必要な事項を計画に反映すべく作成する。
実施項目 3 - 4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	「杉野学園内部統制システム整備の基本方針」に基づき、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制を整備している。 コンプライアンスについては、理事及び教職員が法令並びに「杉野学園寄附行為」及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動を行う組織風土を更に高めるため「杉野学園公益通報に関する規程」を定めている。顧問弁護士を公益通報の外部窓口として設置している。

原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4 - 1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	個人情報保護に関する規程、情報セキュリティポリシーなどを制定し、情報の取扱いには慎重を期している。 情報公開方法は、ホームページを使った WeB 公開を主としているが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、私学共済事業団の「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。
実施項目 4 - 1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページの他、SNS を活用した情報発信を推進している。具体的には、オープンキャンパス、ファッションデザインコンテスト、大学祭、保護者会などを通じて、学生、保護者、受験生、卒業生、地域社会などの各ステークホルダーに対して理解促進のための公開を実施している。特に受験生に対しては、情報コミュニケーションプラットフォーム(SYMP)を利用した情報発信をしている。 また学生の視点から大学の質を評価するランキング調査で上位ランクイン(文科省の「大学教育や学びの実態」に関する全国学生調査で「TA などによる補助的な指導」がスポーツ・学術・家政分野で1位)したことをステークホルダーに積極的に公開し理解促進を図って

	いる。
--	-----

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	